

## 令和2年度7月 第4回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年7月31日(金) 午前10時00分 ~ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	欠席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	深見 訓英
主 幹	大堀 俊和		吉田 仁美
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 7 号 現況証明願いについて
日程第 6	報告第 1 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

議 長

( あいさつ )

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は9人です。本日の欠席につきましては、10番山田武彦委員です。

定足数に達していますので、令和2年度7月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

11番 横井幸一 委員及び、12番 鈴木良法 委員を指名します。

議 長

日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長

日程第3 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

( 説 明 )

議案第15号1番につきまして説明いたします。

議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～3ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は木田地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

事務局

2番につきまして説明いたします。

参考資料は4～5ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森三丁目地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

なお、こちらにつきましては、7月27日に加藤委員、平尾委員と現地確認をさせていただいております。

議長 議案第15号につきまして、加藤委員と平尾委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して加藤委員から現地の状況についてご報告願います。

加藤委員 議案第15号につきまして、平尾委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び加藤委員から説明・報告がありました。議案第15号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第15号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。挙手全員です。

よって、議案第15号は承認されました。

議長 日程第4 議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 ( 説明 )

議案第16号1番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください、参考資料は6～8ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は森山三本柿地内の田の駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地北側にて、鉄骨建築業を営んでおります。社員増員のため既存の駐車場では手狭になったため、今般の申請地を譲り受け、社員駐車場として使用するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から1,000m以内及び住宅割合が40%を越える区域内的の農地で、農地区分は、第2

種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は9～11ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂西塚地内の畑で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地北西側にて配管工事業を営んでおります。作業所内敷地に駐車スペースがないため、今般の申請地を譲り受け社員駐車場として使用するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

3、4番につきましては関連があるため、一括で説明いたします。

参考資料は12～17ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森八之坪地内の田で、大型建設重機置場への転用で、貸借権設定及び所有権移転となっております。

譲受人は申請地北側にて、高速道路・大型マンションの基礎工事を専門とする土木工事業を営んでおり、工事に使用する大型建設重機の保管場所が不足しているため、今般の申請地を譲り受けその保管場所として使用するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅、店舗、事務所、公共施設等が連たんしている区域にある農地で、10ha未満である農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は18～20ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波深田地内の田で、調剤薬局への転用で、貸借権設定となっております。

譲受人は医療用薬品の調剤及び販売業を営んでおります。現在申請地西側で改築中の望月内科の院外処方をする薬局として、今般の申請地を借り受け調剤薬局を建設するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は21～23ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は富塚布内地内の田で、物干し場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地南側にて、家族7人で生活しております。物干しスペースが手狭なため、今般の申請地を譲り受け物干しスペースを拡張するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から300m以内の農地で農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

7番につきまして説明いたします。

参考資料は24～26ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田二丁目地内の畑で、資材置場兼駐車場への転用で、貸借権設定となっております。

譲受人は清須市で建物解体業を営んでおり、現在使用している資材置場及び駐車場が不足しているため、今般の申請地を譲り受けその資材置場及び駐車場として使用するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

議案の4ページをご覧ください。8番につきまして説明いたします。

参考資料は27～29ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は金岩枝村地内の田で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在、大治町の賃貸住宅に居住しております。生活環境の変化に伴い、現在居住している住宅が手狭になったため、分家住宅を

建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、7月27日に加藤委員と平尾委員と現地確認をさせていただいております。

また、7月29日には海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

議長 議案第16号につきまして、加藤委員と平尾委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して加藤委員から現地の状況についてご報告願います。

加藤委員 議案第16号につきまして、平尾委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び加藤委員から説明・報告がありました、議案第16号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第16号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。挙手全員です。

よって、議案第16号は承認されました。

議長 日程第5 議案第17号「現況証明願について」を議題とします。それでは、事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第17号1番につきまして説明いたします。

議案の5ページをご覧ください。参考資料は30～32ページです。

申請者は、議案のとおりとなっております。申請地は富塚布内地内の田で、20年以上前から屋敷の一部として使用しているため、証明が見

込めます。提出された書類には固定資産評価証明書があり、明治24年より農地以外で使用していたことが確認できております。

2番につきまして説明いたします。参考資料は33～35ページです。

申出者は議案のとおりとなっております、申請地は、七宝町遠島十坪地内の田で、20年以上前から屋敷の一部として使用しているため、証明が見込めます。提出された書類には、固定資産評価証明書と国土地理院発行の航空写真があり、昭和52年より農地以外で使用していたことが確認出来ております。

議 長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第17号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第17号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。挙手全員です。

よって議案第17号は承認されました。

議 長 日程第6 報告第13号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局から一括報告願います。

事 務 局 ( 報 告 )

議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第13号から報告第14号について、何かご質問・ご意見等ございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、8月28日（金）午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署名委員 横井 幸一

署名委員 鈴木 良法